

富河監委発第19号
令和6年7月24日

富士河口湖町長 渡辺 英之 様

富士河口湖町監査委員 駒谷 勉

富士河口湖町監査委員 渡邊 敏朗

富士河口湖町監査委員 倉沢 鶴義

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり報告します。

**令和6年度
財政援助団体等監査報告書**

令和6年7月

富士河口湖町監査委員

1. 根拠法令及び準拠基準

- ・地方自治法第199条第7項
- ・富士河口湖町監査基準

2. 監査の種類

財政援助団体等監査

3. 監査実施日

令和6年6月21日(金)

4. 監査対象課(局)及び団体等

令和5年度に補助金等により町から財政的援助を受けた団体等のうち次の団体を抽出し監査を実施した。

No.	所管課(局)	団 体 名
(1)	政策企画課	富士河口湖まちフェス実行委員会
(2)	政策企画課	富士河口湖町国際交流協会
(3)	地域防災課	河口湖漁業協同組合
(4)	福祉推進課	富士河口湖町民生委員児童委員協議会
(5)	福祉推進課	富士河口湖町障害者福祉会
(6)	福祉推進課	船津シニアクラブ(音響設備整備費補助金)
(7)	農 林 課	大石紬手織組合
(8)	農 林 課	大嵐野菜生産組合
(9)	観 光 課	北河口湖観光協会【紅葉まつり案内所運営】
(10)	観 光 課	富士河口湖紅葉まつり運営協議会
(11)	観 光 課	精進湖観光協会【精進湖涼湖祭】
(12)	観 光 課	大石紬手織り組合【伝統工芸品対策事業】
(13)	生涯学習課	小立夏祭り実行委員会
(14)	生涯学習課	富士河口湖町スポーツ少年団
(15)	生涯学習課	富士河口湖町スポーツ協会足和田支部
(16)	生涯学習課	上九一色カヌークラブ(カヌー艇購入補助)

計6課(局) 16補助金、16団体

5. 監査の着眼点

(所管課)

補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。

補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

(財政援助団体等)

事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課(局)へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。

会計処理上の責任体制は確立されているか。

精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

6. 監査の内容・方法

各課(局)に対し、所管する補助金交付団体及び補助金額等を記載した調査表の提出を求め、各補助金の概要等について確認を行い、その中から抽出した16の補助金について、補助金交付要綱、交付申請書及び実績報告書等の該当補助金関係書類の提出を求め、所管課(局)長及び担当職員に補助事業の概要等の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

7. 監査の結果

所管課及び当該財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は概ね適正に行われており、補助金の使途も目的に沿って使用されていると認められた。

8. 監査の概要等

事前調査により各課（局）より提出された補助金交付団体の総数は延べ 260 団体、補助金額の総額は2億4,902万8,187円であった。監査を実施した16団体、16補助金の概要及び該当補助金に対する意見については次のとおりである。

(1) 富士河口湖まちフェス実行委員会

所管課

政策企画課

補助金額

1,370,196 円 （補助金返還額）29,804 円

補助の概要

運営費の補助

団体の目的

住民が主体となって地域を活性化するため平成 15 年度より活動していた「町誕生祭実行委員会」を母体とした実行委員会を組織して町制施行 20 周年、世界文化遺産登録 10 周年の節目の年にあたり「富士河口湖まちフェス～大好き！富士河口湖町～」の企画・運営などのイベントを企画し、開催している。（実行委員 25 名、会則あり）

《意見》

繰越金や運営状況を見ながら、補助執行している状況となっており、近年指摘している繰越金についても対応している。今後も状況を見ながら、適切な補助金執行をしてもらいたい。

(2) 富士河口湖町国際交流協会

所管課

政策企画課

補助金額

100,000 円

補助の目的

運営費の補助

団体の目的

広く町民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国々やその人達との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深めるための活動を行う。（会員 / 個人 33 名・法人 4 団体、会則あり）

《意見》

新年度において、担当によって対応する予定とのことだが、運営費と補助額が同額並みになっていることから、補助額の活動実績による交付額の弾力的な交付を引き続き行ってもらいたい。

(3) 河口湖漁業協同組合

所管課

地域防災課

補助金額

1,700,000 円

補助の目的

新紙幣対応券売機導入補助

団体の目的

組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、組合員の経済的地位を高めることを目的とする。(組合員：152人)

(4) 富士河口湖町民生委員児童委員協議会

所管課

福祉推進課

補助金額(総額)

495,301 円 (補助金返還額) 494,699 円

補助の目的

運営費の補助

団体の概要

実践的な福祉活動の推進により、町民福祉への貢献活動を行う

《意見》

近年指摘している、執行した分だけの補助金となっており、大変すばらしい。団体の特性上、自立運営が難しいことから、こうした運営での補助金執行を続けてもらいたい。

(5) 富士河口湖町障害者福祉会

所管課

福祉推進課

補助金額

210,000 円

補助の目的

運営費の補助

団体の目的

障害者相互の連絡、協調を図り障害者の福祉推進を図る。

《意見》

年間支出済額で見ると、町と社協補助金で 50%以上の補助率となっており、さらに繰越金額が年間支出額の約 3 倍あることから、次年度以降の補助額について、社会福祉協議会とも連携し、検討してもらいたい。

また、団体の特性上、補助金交付の妥当性は理解できるが、実績や規模に応じた補助金額を交付するよう社協や対象団体と話し合いのうえ、補助執行してもらうよう検討してもらいたい。

(6) 船津シニアクラブ

所管課

福祉推進課

補助金額

300,000 円

補助の目的

音響設備整備補助

団体の目的

会員が相互に連絡を図りながら、常に心身の健全を保つべく努力し、教養を高め、地域全体の明るさに尽くし、より一層の幸福を作り出すことを目的としている。

《意見》

財産区財源の特性上、補助執行する必要があるのは理解しているが、団体の財務状況などを鑑みて、財産区事務局と連携し、適正な補助執行するよう努力してもらいたい。特に、備品購入における補助交付は、関係書類のほかに、見積書、納品書、領収書、成果物写真等の添付を必ず提出させるよう徹底してもらいたい。

(7) 大石紬手織り組合

所管課

農林課

補助金額

230,000 円 (補助金返還額) 1,082 円

補助の目的

養蚕飼育、養蚕施設管理への補助

団体の目的

大石紬の特徴を活かし、デザインの創意工夫により付加価値の高い製品開発を行うため、地元生産の繭生産を図ることを目的とする。

《意見》

同団体への補助執行となり、担当課違いであり、補助目的が違うことからそれぞれ補助執行されているが、観光課と農林課でしっかり連携し重複内容の交付にならないように注意してもらいたい。

(8) 大嵐野菜生産組合

所管課

農林課

補助金額

54,000 円

補助の目的

団体の運営補助

団体の目的

地域農協の兼業化・高齢化の回避策として、優良農地確保と土地の生産向上、観光と結びついた地域特産野菜の検討と生産維持を目的とする。

《意見》

支出の大半が原材料費となっており、補助交付ありきの活動とならないよう自立した継続的な活動となっていくよう補助交付を検討・執行してもらいたい。

(9) 北河口湖観光協会

所管課

観光課

補助金額

100,000 円

補助の目的

紅葉まつりにおける観光案内所の運営補助

団体の目的

河口地区の観光振興を目的とする。

(10) 富士河口湖紅葉まつり運営協議会

所管課

観光課

補助金額

11,000,000 円

補助の目的

紅葉まつり（紅葉観賞・ライトアップ・物販等）開催経費運営補助

団体の概要

富士河口湖紅葉まつりの企画・運営等について協議し、観光振興に寄与する。

《意見》

補助執行における交付決定等の代表者及び実務上の担当者と、団体の代表者及び実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討してもらいたい。

(11) 精進湖観光協会

所管課

観光課

補助金額

500,000 円

補助の目的

涼湖祭の開催運営補助

団体の概要

涼湖祭の開催により観光客の誘致を図るとともに、観光業の活性化を推進する。

《意見》

他の観光協会との公平性の面から補助執行したことは理解できるが、本来の補助目的である涼湖祭開催補助の趣旨から外れている傾向に見受けられるため、別形式での補助検討や町の事業として直接実施できなかったかなど、各地区や同類団体との公平性の観点から今後の課題として検討してもらいたい。

(12) 大石紬手織り組合（伝統工芸品対策事業）

所管課

観光課

補助金額

500,000 円

補助の目的

後継者育成事業（研修会開催、教材、意匠開発など）への補助

事業の概要

講師を招き後継者に技術（織り基礎、縞柄の考え方、4枚綜統変わり織りなど）を伝承する。

《意見》

前段の（7）の意見と同様とする。

同団体への補助執行となり、担当課違いであり、補助目的が違うことからそれぞれ適正に補助執行されているが、関係課で連携し重複交付にならないように注意してもらいたい。

(13) 小立夏祭り実行委員会

所管課

生涯学習課

補助金額

1,000,000 円

補助の目的

小立地区夏祭り開催補助

団体の目的

小立地区全体で実施し、広く地域住民に参加してもらい、地域住民の連携・交流を促進し、地区の活性化・行事の継承を目指す。

《意見》

地区の多くの方々による運営となっており、永続的に事業が続くよう、また透明性を確保するため、実行委員会の会則を定めることや収支清算報告書に会計監査報告の添付、事業内容の写真やプログラムを添付するなど、実行委員会として運営が適正に行われる組織となるよう指導してもらいたい。

(14) 富士河口湖町スポーツ少年団

所管課

生涯学習課

補助金額

89,480 円 (補助金返還額) 160,520 円

補助の目的

団体運営の補助

団体の目的

スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツ振興し、青少年の心身の健全な育成をはかるとともに、各単位団相互の親睦をはかることを目的とする。(組織人数 約250人)

(15) 富士河口湖町スポーツ協会足和田支部

所管課

生涯学習課

補助金額

340,400 円 (補助金返還額) 91,600 円

補助の目的

各地区へのスポーツ備品購入、ウォーキング事業及び地域活動の補助

事業内容

スポーツ振興活動、町イベント事業への協力等

団体の目的

富士河口湖町の社会体育の健全な発展を図り、その振興に貢献するとともに、町民の親睦を図り、その体力向上を目的とする。

(16) 上九一色カヌークラブ

所管課

生涯学習課

補助金額

3,907,200 円 (勝山財産区より 1,953,600 円)

団体の目的

精進湖(勝山中学校区)を主としてカヌーの普及、振興を行いながら、カヌーを推進するとともに、その体力の向上、また、年間の数ある小中高校生の全国大会や海外派遣大会に向けてのクラブ員の事業参加が円滑に行えるものを目的とする。

補助の目的

カヌー艇の購入補助

事業内容

- ・勝山財産区から 1/2 の補助を受け、購入し競技力の向上を図る。

《意見》

補助の算定根拠となる見積もり、成果物の写真添付、支払いの証明の添付等適正に処理されていた。次年度以降も適正な運営となるよう指導してもらいたい。

9. 総括意見

(1) 実績報告による補助金額確定及び戻入徹底の継続について

近年指摘している事業完了後の実績報告において、実績報告額が補助金交付額を下回っている事業では、多くの団体が補助金確定と戻入を実施している状況となっており、各所管担当職員の丁寧な対応と努力が伺える。引き続き、補助事業については、実績報告の内容を十分精査したうえで、申請者に確定額を通知することが富士河口湖町補助金等交付規則に定められていることから、事業実績報告の確認及び補助金額の確定、戻入について適正に実施するよう継続的に指導にあたってもらいたい。

(2) 申請書及び収支報告書について

実績報告書の収支報告書の記載内容について、各項目に具体的な説明がなく、詳細な収支内容について、添付資料や領収書を確認しないと把握できないものが見受けられた。収支報告書には主な収入や支出については、備考欄などに具体的な内容を記載し、所管担当者が確認しやすくすることで、迅速な執行確認ができ、リスク防止にもつながることから、次年度の申請書、報告書提出の際には、各課で対応してもらいたい。

(3) 継続的な補助金交付団体について

補助金が長年に渡り同程度の金額が交付されている団体が見られた。収支状況の改善や交付終期の設定がされないまま、町補助金への依存度が高くなり、自主的な運営を促すという姿勢が損なわれる原因となっている。団体の事業、経営、収支状況等については年々変化するため、状況を見極め、補助金額の変更や終期の設定等について、長期的な視野を持って、継続的に検討していただきたい。

(4) 繰越金の増額傾向について

団体等への補助金額の倍以上の繰越金が発生している団体が見られる。繰越金が町補助金額を上回る状況は、補助目的や公正性・妥当性から外れる恐れや不正の温床にもつながることから、次年度(単年度)の補助金を不交付にすることで繰越金が残らない弾力的な団体運営をするよう引き続き、強く指導監督してもらいたい。

また、財産区財源補助だから例年どおり内容で補助するという安易な決定ではなく、対象団体の財務状況などをしっかり精査したうえで、所管担当、財産区事務局、各団体と意思疎通を図りつつ、中長期的な視点から、補助金執行を検討してもらいたい。

(5) 交付決定者と団体代表者の利益相反について

地方自治法第 153 条第 1 項の規定や民法第 108 条の双方代理の禁止に関する規定に抵触する契約締結などを根拠として、補助執行における交付決定等の代表者及び実務担当者、団体の代表者及び実務担当者を別の者にしていないことは利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査と執行を行うための体制としては十分といえない面があるので、執行・審査体制の見直し及び団体組織を共同代表制へ移行するなどの検討をしてもらいたい。

~ 総 括 ~

新型コロナウイルス感染対策が五類へ移行され、補助金執行が平常時に戻った印象である。次年度以降も、団体運営や事業執行に積極的な状況となることが予想される。

補助金交付は、公金支出により実施されていることから、町の財政負担の必要性、補助の目的を明確にし、事業完了後には実施効果等の評価を適正に行い、例年どおりの補助執行ではなく、必要に応じて修正、廃止及び縮小することで、より効果的な事業や行政サービスを実行していただきたい。

補助金事務処理については、要件審査や団体活動への監督、実績報告書の提出による事業効果の確認による補助金執行事務が形骸化することの無いよう、所管担当内で審査・執行体制を今一度確認し、将来における町内部統制制度導入なども見据え、条例や規則・交付要綱に基づいた適正な執行をしてもらいたい。

団体等からの陳情や要望による財産区の繰出しという当町の特徴である財源利活用ができるという側面もあり難しい課題と理解しているが、特に備品購入を伴う補助については、補助の必要性や団体の状況を精査したうえで交付決定、執行をしてもらいたい。さらに、補助交付後も経過観察し、適正な運用がされているか随時確認するようにしてもらいたい。

多様化している住民ニーズに対して、限りある財源を効果的に活用できるように、執行体制の確認・見直しを繰り返しつつ、財政援助団体に対しては、最終的には自主的な運営を促進し、透明性が確保された事業運営を積極的に行っていただくよう指導していただきたい。